共済預金のキャッシュカードについて

全員口座を開設した組合員に対して、「キャッシュカード申込書・暗証番号届」を提出してもらうことでカードの作成をしております。

キャッシュカードの作成を希望する際は、以下の内容に注意していただき「キャッシュカード申込書・暗証番号届」を所属所の共済事務担当課まで提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出書類に不備等あった場合は、所属所の共済事務担当課を経由して返戻させていただきます。

確認事項

- 印鑑は全員口座開設時の印鑑と同じ印鑑ですか？
  ※はっきり押印できなかった場合は、申込書を書き直してください。
- 共済組合に届けている氏名、住所と銀行に届けている氏名、住所は同じですか？
  ※氏名変更や引越し等をされた場合、共済組合に「組合員及び被扶養者の登録事項変更申告書」を提出していただいておりますが、**全員口座開設支店にも「共済預金各種申請書」**を提出し、変更の届出が必要となります。
- 「組合員証記号番号」記載欄の記入漏れや記載内容に間違いはありませんか？

例1） 組合員証記号番号　埼400-15000

組合員証記号番号	埼	4	0	0	1	5	0	0	0

例2） 組合員証記号番号　埼35-1234

組合員証記号番号	埼	0	3	5	0	1	2	3	4